

## 分科会規約

一般社団法人日本粉体工業技術協会

(総 則)

1-1. 定款第4条に示す事業を実施することを主たる目的として、本協会に次の区分による2種類の分科会をおく。

(1) 粉体基盤技術系分科会

(2) 目的指向技術系分科会(別名:プロジェクト型分科会)

1-2. 分科会の新設、分割、併合、継続、廃止は理事会の議決による。

(新設、分割、併合、廃止)

2-1. 分科会を新設、分割、併合、廃止する場合は、所定の申請書を作成し、本部に申請するものとする。

2-2. 廃止の申請は毎年9月末までに行うものとする。

2-3. 分科会運営委員会は申請内容を審議し、会長に答申する。会長が了承した場合、理事会の承認を得る。新設分科会の活動開始は理事会承認後とする。分割、併合あるいは廃止する分科会については、当年度末までは申請前の活動を継続するものとする。

2-4. 分科会運営委員会は、分科会の事業報告及び事業計画を審査し、会長に答申する。

(会 員)

3-1. 分科会は協会会員にして分科会に登録した者を以って構成する。法人会員に所属する者は、人数に制限なく分科会に登録でき、各会合に会員資格で参加することができる。なお、5-6項記載のとおり、本会会員以外の者でも、特例として代表幹事の許可を得て、参加することができる。

(組 織)

4-1. 分科会に次の世話人をおく。

- |    |          |      |
|----|----------|------|
| イ) | コーディネータ  | 1名   |
| ロ) | 副コーディネータ | 1名以内 |
| ハ) | 代表幹事     | 1名   |
| ニ) | 副代表幹事    | 2名以内 |
| ホ) | 幹事       | 若干名  |

但し、新代表幹事が代表幹事経験者を必要とし、会長に申請し許可された場合、名誉幹事を置くことができる。

また、新コーディネータがコーディネータ経験者を必要とし、会長に申請し許可された場合、名誉コーディネータを置くことができる。

4-2. コーディネータ及び副コーディネータは、公的な性格をもった機関に所属する者の中から、会長が理事会にはかって委嘱する。ただし、目的指向技術系分科会については、企業の退職者で学術経験豊かで公正性が保てると認められる者を含める。

なお、コーディネータ及び副コーディネータの委嘱については、分科会の主体性を尊重する。

4-3. 幹事は分科会会員の互選又は幹事会の推薦により、法人会員の中から選任し、且つユーザー会員<sup>(\*)</sup>の幹事を加えるのが望ましい。また、不測の事態に備え、副代表幹事も選任することが望ましい。

なお、代表幹事及び副代表幹事の各候補者の選任については、分科会の主体性を尊重し、互選結果を会長が理事会に諮って委嘱する。

(\*) ユーザー会員とは、粉体機器を使用する立場にある会員をいう。

4-4. 世話人の任期は2年とし再任を妨げない。

(運 営)

5-1. 分科会は、「分科会の運営に関する覚書」に基づいて運営する。

5-2. 分科会の開催時には、コーディネータ又は副コーディネータのいずれかが出席しなければならない。但し、合同で開催する場合は、いずれかの分科会の正又は副コーディネータの出席をもって成立するものとみなす。

5-3. 代表幹事及び副代表幹事は、コーディネータ、副コーディネータ及び幹事と協議して分科会を運営する。副代表幹事は代表幹事を、幹事は代表幹事及び副代表幹事をそれぞれ補佐し、業務を分担する。

分科会運営のために幹事会を開くことができる。

5-4. 分科会本会合は年度内に原則として2回以上開催する。

会合の開催は原則として2ヵ月前までに文書で本部に報告し、分科会会員に通知する。

会合終了後2週間以内に、報告書又は議事録と会合時に配布した資料一式を添えて、本部に提出する。

なお、報告書又は議事録の書式は、協会内の「分科会報告書書式(様式B'-1)、又は分科会幹事会議事録書式(様式B'-2)」による。

5-5. 分科会は他の分科会、あるいは他の学協会と協同して会合を開くことができる。

5-6. 本会会員以外の者でも、特例として代表幹事の許可を得て、本会へ入会することの検討を前提に一定期間、分科会会合に参加することができる。

代表幹事は、事務局と連携しながら、これら非会員を本会に入会するよう勧誘に努める。

5-7. 分科会は分科会会員の同意を得て、内規を設けることができる。

なお、内規は速やかに本部に届出る。

(会 計)

6-1. 分科会は「分科会補助金に関する覚書」に従って、本部から補助金の支給を受ける。

6-2. 分科会運営のために、分科会会員から会合毎に参加費を徴収することができる。

ただし、5-6項の非会員の参加費については、会員参加費の1.5倍程度に設定し、徴収することが望ましい。

6-3. 分科会業務のためのコーディネータ、副コーディネータ及び名誉コーディネータの旅費は、原則として協会の「国内出張旅費規程(2)」及び「国外出張旅費内規」に従って分科会から支給する。

6-4. 代表幹事は年度毎の事業計画案及び予算原案を1月10日までに本部に提出する。

6-5. 代表幹事は年度毎の事業報告書と決算報告書を、3月31日(厳守)までに本部に提出する。

(附 則)

この規約の改定は、理事会の承認を得た日から発効する。

(付 記)

昭和57年 8月25日 制定

平成 5年 3月26日 改訂

平成 8年 9月19日 改定(理事会承認)

平成 9年 9月18日 一部改定(理事会承認)

平成11年 3月18日 一部改定(理事会承認)

平成12年 3月23日 一部改定(理事会承認)

平成15年 3月19日 一部改定(理事会承認)

平成17年 5月12日 一部改定(理事会承認)

平成19年 3月15日 一部改定 (理事会承認)  
平成22年 5月13日 一部改定 (理事会承認)  
平成23年 3月18日 確認 (理事会承認)  
平成27年 3月18日 一部改定 (理事会承認)  
平成29年 3月15日 一部改定 (理事会承認)